

成年被後見人の印鑑登録資格が改正されました

改正の趣旨

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行（令和元年9月14日）されたことに伴う、国の「印鑑登録証明事務処理要領」の改正（令和元年12月14日）を受け、当市の印鑑条例の登録資格を改正（令和2年3月19日）しました。

改正後の印鑑登録について

現在、印鑑登録している方が成年被後見人となった場合、法務局の登記事項通知書に基づき、印鑑登録事項は職権で抹消されます。

改めて、印鑑登録を申請するためには、成年被後見人ご本人が窓口に来庁され、かつ成年後見人が同行していただく必要があります。
印鑑登録申請時の持ち物は下記の通りです。

- ・ 登録する印鑑
- ・ 成年被後見人の顔写真付き本人確認書類
- ・ 3か月以内に発行された成年後見に関する登記事項証明書
- ・ 成年後見人の本人確認書類
- ・ 成年後見人が法人の場合は、社員であることが確認できる書類（社員証や保険証など）

必要書類のほか、詳しい手続き方法は下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 担当:弘前市役所 市民課 受付係
電話:0172-35-1113(直通)